

公共建築物の天井脱落対策について（報告）

1 背景

東日本大震災において大規模空間の天井の脱落が多数生じたことを受けて、平成 26 年 4 月に改正建築基準法施行令が施行され、今後建築する建築物に設けられる一定の天井（特定天井※）については、新基準への適合が求められることになりました。

これにより、本市の既存施設の特定天井は既存不適格となっています。施設を利用する市民の安全を確保するとともに、災害時における防災機能の役割が十分に果たせるようにするため、対策が必要となっています。

※具体的には、①天井の高さが 6m を超え、かつ②その水平投影面積が 200 m² を超え、かつ、③天井部材の重さが 2kg/m² を超える 等の吊り天井を有する施設

2 天井脱落対策の基本方針

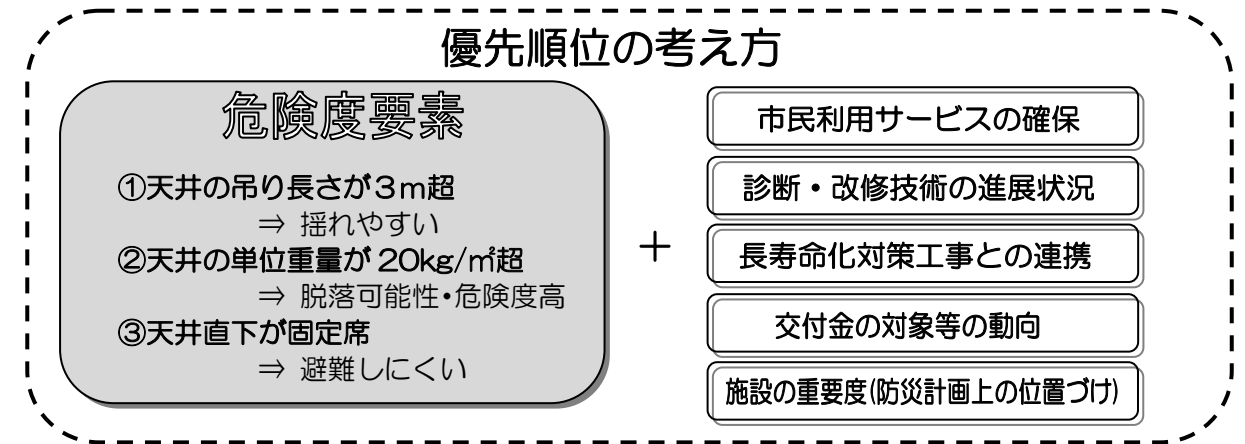
- 既存不適格となっている全ての特定天井を改修します。
- 「横浜市地震防災戦略」の対象期間に合わせ、平成 26 年度から平成 34(2022)年度の間で対策を進めます。
- 事業計画を定めて順次対策を進めます。施設の優先順位は、脱落危険度及び施設機能の重要度を基本とし、市民利用サービスの確保、診断・改修技術の動向等を配慮したものとします。

3 対象施設及び対策の進め方

- 対象施設は以下の表に示す、108 施設・146 室です。なお、学校施設（屋内運動場等）については、文部科学省の要請により平成 27 年度の対策完了予定のため、計画から除きます。

対象施設調査結果			
①	消防施設、病院、帰宅困難者一時滞在施設等の災害時に最も重要な拠点となる施設	48 施設	64 室
②	福祉施設・教育施設（大学施設）	4 施設	7 室
③	上記以外の市民利用施設（地区センター、スポーツセンター等）	52 施設	71 室
④	都市インフラを支える施設（駅などの自由通路等）	4 施設	4 室
合 計		108 施設	146 室

- 脱落危険度や施設の重要度等を考慮のうえ優先順位付けを行い、対策を進めていきます。



4 改修方法

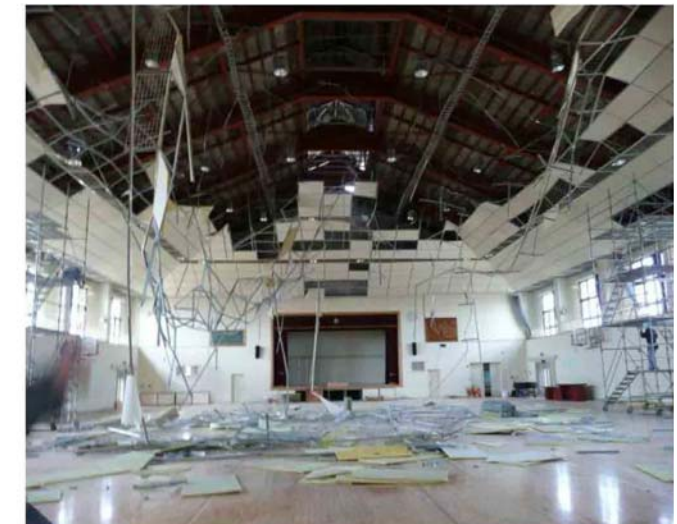
改修方法の種類	考え方の原則	摘 要
①撤去による改修	機能上、吊天井の撤去が可能な施設	地区センター、スポーツセンター等の体育室等を想定
②撤去及び新設による改修	機能上、吊天井の撤去のみでは支障となる施設	公会堂ホール、区民文化センターホール、その他音楽ホール等を想定
③落下防止措置による改修	①又は②による改修を行うことが著しく困難な場合や、再整備等の予定がある施設で、それまでの期間内に対策を講じる必要がある場合など	ネット、ワイヤ等による落下防止措置（フェイルセーフ）

5 今後の予定

平成 27 年 1～3 月 事業計画作成
平成 27 年 3 月 事業計画策定・公表
平成 27 年度～ 対策の推進



音楽ホールにおける天井の脱落
(ミュージザ川崎シンフォニーホール)



体育館における天井の脱落
(施設名は非公表) 国交省 HP より